

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
西 尾 信 員	宮崎地方・家庭裁判所 判事補	米国 ペンシルバニア大学
提 出 書 面		
平成26年9月5日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月9日～9月5日）		
7月9日 日本出国, フィラデルフィア着		
7月14日～8月20日 ペンシルバニア大学の語学講座（ESLプログラム）に参加		
7月25日～8月29日 ペンシルバニア大学ロースクールのサマースクールに参加		
9月2日～ ペンシルバニア大学ロースクールの秋学期授業に参加（継続中）		
キーワード欄		
・ペンシルバニア大学留学概要 ・渡米までの流れ ・現地での生活の立ち上げ ・渡米後の手続 ・語学講座 ・サマースクール		

平成26年9月5日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ペンシルバニア大学)

宮崎地方・家庭裁判所 判事補 西 尾 信 員

報告書簡（第1回）

平成26年7月9日～9月5日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 ペンシルバニア大学留学概要

1 ロースクール概要

ペンシルバニア大学 (Upenn) ロースクール (Penn Law) には、4つの課程があるが、派遣裁判官にとって最も関係があるのは、LLM (Master of Laws) 課程である。2014年度のLLM課程には、39か国から来た118名が在籍している。日本人LLM生は11名で、弁護士5名、公務員（総務省）1名、日本銀行1名、(元)民間企業4名である¹。なお、派遣裁判官は、JD (Juris Doctor) 課程の授業にも参加できる。

2 派遣裁判官

Penn Lawにおける派遣裁判官の立場は、Judicial Visiting Scholarで、昨年度からは、Faculty（教授陣）の一員に位置付けられている。派遣裁判官の担当部署は、International Programsで、担当者は、受入受諾書簡の決裁権限等

¹ 前任の平野望裁判官を通じて6月頃にLLM生のメーリングリストに追加していただいたため、早期に連絡を取ることができた。

を有する [redacted] 氏を補助する関係にある [redacted] である。派遣裁判官の立場は、Penn Law において非常に特殊で、LLM 生の授業に参加することが多い一方で、異なる取扱いを受けることが多く、自動的に情報を入手できることは少ない。そのため、日本人 LLM 生から情報提供を受けたり、問題がある場合には速やかに [redacted] 氏等に相談したりすることが必要不可欠である²。

第2 渡米までの流れ

1 1月～4月（受入関係）

1月下旬頃に、秘書課に対し、秘書課長名で作成して Penn Law に提出する受入依頼書簡の関係書類として、研究テーマ、履歴書及び研究全体のスケジュールを提出した。2月5日に、前任者の平野裁判官を介して、[redacted] 氏から Penn Law の HP を通じて visiting scholar の申請手続 (Application) を行うよう連絡があった。そこで、3月10日頃に、同月4日付け受入依頼書簡、履歴書及び研究計画書 (Research Statement) をアップロードする方法により申請手続を行った。研究計画書は、1年間をカバーする DS-2019 (ビザ取得に必要なとなる大学の滞在資格証明書) を取得するために必要となる、研究範囲、研究資源及び研究目標等を内容とする2頁程度の書面である。しかし、Penn Law による受入受諾書簡の発行手続が難航したため、4月25日頃ようやく受入受諾書簡の PDF データを受領できた。なお、受入受諾書簡については、自署して再び PDF データ化した上、Penn Law に Email で返信する必要がある。

² 頻繁に [redacted] 氏等と Email 等で連絡を取る必要があるため、英語メールのやり取りには習熟しておく必要がある。米国には独自のマナーがあるため、書籍等で勉強しておくのが望ましい。

2 5月（公用旅券及びDS-2019申請手続、住居賃貸借依頼等）

受入受諾書簡を受領した後、秘書課担当者から、早急に公用旅券申請書、日程表、出張計画書及び航空券の見積書を提出するよう求められた。

語学講座の開始時期が7月中旬であったため、配属部の部長と相談して同月9日を出国日とし、JTBに航空券の見積書³の作成を依頼して、5月2日までに上記各書面を秘書課担当者に提出した。これと並行して、[REDACTED]氏に対し、DS-2019の申請手続に必要なJ-1 Scholar Data Form, Client ID, Log in ID及びpassword等を連絡してくれるよう依頼した。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

5月15日に、秘書課担当者から、公用旅券及び口上書⁵の各PDFデータを受領した（原本はその後受領）。そこで、前記J-1 Scholar Data Formを用い、公用旅券及び最高裁判所作成の資金証明書⁶の各PDFデータをアップロードするなどして、DS-2019の申請手続を行った。また、その頃、所長を介して、最高裁

³ ただし、出張命令の発令及びDS-2019の発行が未了の段階で予約をすることはできないため、氏名が記載された無料の見積書の作成を依頼した。

⁴ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

⁵ 口上書は、後記ビザ面接の際に提出する必要がある。

⁶ 少なくともDS-2019申請、ビザ申請及び住居の賃貸借の際に必要なため、事前に秘書課の担当者に連絡して入手しておく必要がある。

から出張命令の発令を受けた。

3 6月～7月（航空券購入、ビザ申請、保険加入及び語学講座申込み等）

6月4日頃に1年間をカバーするDS-2019⁷の原本を取得したため、直ちに航空券の購入手続を行うとともに⁸、ビザ申請手続を開始し、6月24日の米国領事館での面接⁹を経て同月27日頃にビザを取得した。

また、派遣裁判官は、Upennが求める要件を満たす健康保険に加入する必要があるため、

。さらに、その頃、Penn LawのLLM生を対象とする語学講座の受講を希望する旨を氏に伝えた上、語学講座の担当者であるに連絡を取り、申込書及びinternational money order（授業料1100ドル分）¹¹をEMS（国際スピード郵便）により郵送した。

なお、日本からフィラデルフィアへの宅急便については、日本運輸やヤマト運輸を利用している者が多い。ただし、フィラデルフィアでは多くの物が入手できるため、それほど多くの物を搬送する必要はない¹²。また、米国では、現

7

⁸ 再度、正式な見積書を作成してもらい、最高裁に提出して内容を確認してもらう必要がある。当初の見積書と若干の変更があったものの、代金に大きな変更がなかったことから、購入手続を進めることができた。

⁹ 原則として勤務地である宮崎の最寄りの面接地である福岡で面接を受ける必要があるが、福岡での面接によって出国日までにビザ発行を受けることは困難であったため、その次に勤務地に近く、迅速にビザ発行を受けることができる大阪で面接を受けた。その場合、最高裁宛てに上申書を提出する必要がある。

DS-2019の記載情報がなければ面接の予約をすることができず、面接の日程については最高裁の了解を得る必要があるため、先にDS-2019のPDFデータだけでも送信してもらうなどして迅速に手続を進める必要がある。

10

¹¹ 国際郵便為替のことで、郵便局で購入することができる。

¹² 個人的に日本から必ず持参した方がいいと思うものは、日本のパソコン、電子辞書及び衣服等である。

金や小切手を使用する必要もあるため、日本にいる間に海外送金の手段を確保
する必要がある。 [REDACTED]

[REDACTED]。日本にいる間に所定の手続を行えば、日本のメガバンクのインターネッ
トバンキングを通じて海外送金することも可能である。

第3 現地での生活の立ち上げ

13 [REDACTED]

14 [REDACTED]

15 [REDACTED]

16 [REDACTED]

第4 渡米後の手続

7月11日午前に、Penn LawのInternational Houseで、ビザによる法的地位を維持するために必要となるISSS (International Student and Scholar Services) のオリエンテーションを受けた。

同日午後には、事前に■■■■氏に連絡を取って面会し、Penn Lawの校舎に入るために必要なPenn Card、Wi-FiやCanvas (UpennやPenn LawのHPの中で授業の情報等がアップロードされるページ) にアクセスするために必要なPenn Key、Penn Lawのパソコンを使用するために必要なLaw Keyなどを取得した。

第5 語学講座 (7月14日～8月20日)

語学講座は、UpennがPenn LawのLLM生を対象として提供するもので、下記の2つのクラスで構成されており、派遣裁判官もこれに参加できる。各国のLLM生のうち約20名が参加しており、各国のLLM生と早期に交流できた。

なお、LLM生にはメールでスケジュール等の連絡があったが、私にはこれなかった。そこで、■■■■氏に連絡してスケジュール等を教えてもらうとともに、UpennのCanvasにアップロードされる教材や宿題にアクセスできるようにしてもらった¹⁷。

初日に、Cultural Defense (刑事裁判において異なる国や州での文化の違いを理由に行う防御方法) に関する簡易な論文試験が行われた。これは各生徒の英語力を把握することを目的として行われたようであるが、クラス分けは行われなかった。

¹⁷ 本年度は、前年度と異なり教科書は指定されなかった。

1 Speaking Strategies and American Pronunciation (講師は

氏) (7月14日～7月24日)

約2週間にわたって、英会話一般、発音及び議論の手法等を学ぶクラスである。宿題として、①自分のバックグラウンド、②簡易な設例についての自分の法的見解をそれぞれ3～5分で録音した上、Canvasを通じてアップロードするものなどがあった。また、最後の授業では、各生徒が各種テーマの中から1つを選択して全員の前でプレゼンテーションを行い、講師がこれを録画した。私は、「日本と米国の民事訴訟の違い及びその背景」について、5分程度のプレゼンテーションを行った。

2 English Skills for the Law School Classroom (講師は

氏及び 氏) (7月14日～8月20日)

約5週間にわたって、法律英語、裁判例のケースブリーフ（内容を簡潔にまとめた書面）の作成方法及び法的議論の手法等を学ぶクラスである。

宿題として違憲立法審査権や著作権法（Fair Use, First Sale等）に関する判例を読んでケースブリーフを作成することが求められ、授業でこれらについて議論をするのが主たる内容であったが、グループに分かれて法律英語のクイズやクロスワードをすることもあった。また、各種分野の判例の中から1つを選択してその内容を簡単に説明するプレゼンテーションをすることが求められたこともあり、私は、破産法の判例（破産者が法令に基づいて負担する作為義務が破産法上免責されるか）について、パワーポイントを使って4分程度でプレゼンテーションを行った。最後から2番目の授業では、簡易な設例におけるFair Useの成立の可否に関する論文試験が行われた。最後の授業では、所定の

要件を満たした者に対して Certificate (修了証明書) が授与された¹⁸。

第6 サマープログラム (7月25日～8月29日)

サマープログラムは, Upenn が Penn Law の LLM 生を対象として提供するもので, 下記の2つのクラスで構成されており, 派遣裁判官もこれに参加できる。LLM 生は自動的に登録されるものの, 派遣裁判官は当然には登録されないため, Owens 氏に連絡して登録してもらう必要がある。また, いずれのクラスも Penn Law の Canvas に教材や情報がアップロードされるため, [] 氏に連絡するなどしてこれにアクセスできるようにしておく必要がある¹⁹。

1 Foundations of the U.S. Legal System (教授は [] 氏)

LLM 生を対象に米国の歴史, 憲法及び民事訴訟法等を扱うクラスで, 秋学期以降の授業の前提となる基礎的な米国法の理解を深めることを目的とする。4冊の教科書²⁰が指定されて reading assignment が求められたが, 他の LLM 生から取得したアウトラインを併せて読むことで効果的な学習が可能である。

2 LLM Legal Research and Writing (Research の講師は [] 氏, Writing の教授は [] 氏である。)

Research のクラスは, 連邦法, 州法, 行政規則, 判例及び文献のリサーチの手法を学ぶことを目的とするもので, 具体的な設例等を通じて West Law, LexisNexis, Bloomberg Law の使用方法等を習得した。宿題として, 事前及び事後のクイズがあり, 上記の検索ツールを使用してこれに回答する必要がある。日本よりも遥かに検索ツールが充実していることが印象的だった。

¹⁸ 要件は, 出席率及び宿題提出率がいずれも 85%以上であることである。

¹⁹ 語学講座の教材等にアクセスできたとしても, サマープログラムの教材等にアクセスできるわけではないので, こちらも別途連絡してアクセスできるようにしてもらう必要がある。

²⁰ 平野裁判官から全て引き継ぎを受けることができ, 後任の派遣裁判官にもこれらを引き継ぐことができる。

Writing のクラスは、著作権法上の Substantial Similarity に関する判例及び設例を題材に、アソシエイト弁護士がパートナー弁護士に提出するメモの作成方法（形式、判例の引用方法等を含む。）を学ぶものである。宿題として、指定された 1 冊の教科書の reading assignment や、2 回にわたるメモの起案の提出が求められた。また、自国の法律問題について、各自 5 分程度でプレゼンテーションをすることも求められた。私は、裁判員裁判における量刑判断を初めて破棄した最高裁判例を引用するなどして、「日本の裁判員裁判の概要及び諸問題」についてプレゼンテーションを行った。

第 7 その他

これらによって、国際交流や異文化の理解を深め、人脈を広げることができたことは、留學生活における大きな収穫である。

秘書課の方々を始めとする裁判所関係者の多大なサポートに感謝の意を表し、最初の報告とする。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
西 尾 信 員	宮崎地方・家庭裁判所 判事補	米国 ペンシルバニア大学
提 出 書 面		
平成26年10月12日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月2日～10月12日）		
9月2日～10月12日 ペンシルバニア大学ロースクールの秋学期授業に参加（継続中）		
キーワード欄		
・ 秋学期授業		

平成26年10月12日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ペンシルバニア大学)

宮崎地方・家庭裁判所 判事補 西 尾 信 員

報告書簡（第2回）

平成26年9月2日～10月12日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 秋学期授業を聴講するための手続等

派遣裁判官は、学生と異なり、International Programs に連絡して入手した Judicial Scholar Audit Registration Form という書面に、聴講を希望する授業名・番号を記載し、それぞれの Instructor に署名してもらい、これを International Programs に提出する方法により授業を聴講できる。7月中旬に [] 氏にメールで連絡したところ、上記書面のデータの送付を受けるとともに、Instructor が夏休みから戻ってくる8月末頃に聴講を希望する授業を伝えて欲しい旨の連絡を受けた。そこで、8月末頃に [] 氏に聴講を希望する授業を伝えたところ、その一部は聴講できない旨の連絡を受けた¹。そのため、再

¹ 当初希望していた Torts, Bankruptcy, Negotiation, Civil Procedure Law のうち、学生に人気のある Negotiation は空席がないため聴講できず、Civil Procedure Law の対象は JD の 1L 生に限定されており、LLM も Visiting Scholar も受講又は聴講できないとのことであった。昨年の派遣裁判官までは Civil Procedure Law を聴講できたこと、Torts も JD の 1L 生対象であるのに聴講が可能であること等からすると、上記説明が合理的とはいえない難かったため、何度か交渉を試みたものの、結局聴講することはできなかった。

度 [] 氏との間で調整を行い、それぞれの Instructor に聴講を希望する旨を伝えた上、秋学期1週目である9月2日～5日に授業を聴講しながら署名を集め、[] 氏に提出した。提出後2, 3日で正式に Student として登録され、Canvas を通じて授業の情報及び資料を得られるようになった²。また、Visiting Scholar は学生と異なり Seating Chart という配席を決めるための Canvas 上のシステムを使用できないため、空いている席で授業を受けることになる。

また、派遣裁判官は学生用のロッカーを使用できないが、[] 氏に連絡することで Visiting Scholar Room (4人部屋) を使用できるようになった。

第2 秋学期授業 (9月2日～10月12日 (継続中))

1 Torts ([])

JD の1L 生を対象とする不法行為法の授業である。Vicarious Liability (使用者責任), Negligence (過失), Role of Judge and Jury (裁判官と陪審員の役割) 及び Affirmative Obligations to Act (積極的作為義務) 等を扱った。

[] は、米国における高名な日本法の専門家であり、派遣裁判官の Sponsor (引受人) である。アメリカの裁判官と連絡を取るための助言等をしていただくことができる。

2 Common Law Contracts for Civil Lawyers ([])

LLM 生を対象とする契約法の授業で、Agreement (合意), Offer (申込み), Acceptance (承諾), Consideration (約因) 等を扱った。

[] の授業には、パワーポイントの文字が小さ過ぎて読むことができ

² 授業においては、Canvas にアップロードされる資料のみならず、Case Book や Code & Rules 集が必要となる場合がある。特に Case Book は高価 (\$200 程度) であるが、Amazon で注文すると書込み等のある中古品なら \$50～\$100 程度で購入できる。聴講する授業が確定した後に購入すべきであるが、中古品の場合は配送までに相当期間 (1週間以上) を要することに注意すべきである。

ない、発音がはっきりせず良く聞き取ることができないなどの問題がある³。

3 Bankruptcy ()

JD の 2L, 3L 生及び LLM 生を対象とする破産法の授業である。Property of the estate (破産財団), Automatic Stay (自動的停止), Exemption (除外財産), Limits on the Discharge (破産免責の制限) 等を扱った。

は、はっきりとした発音で比較的ゆっくりと話をされるため、予習さえしておけば十分に授業を理解することができる。

4 E-Discovery ()

JD の 2L, 3L 及び LLM 生を対象とする電子的証拠開示のセミナーである。Data Management and Possession, Custody and Control, Preservation Trigger (データ処理・保有・管理・支配, 保存を開始すべき起因), IT System Architecture (IT システム構築), Preservation and Sanctions (保存と制裁) 等を扱った。

が、E-Discovery の実務上の運用や問題点等について、パワーポイントを使用しながら説明するとともに、学生に質問しながら授業を進められるが、話のスピードはかなり早い。

第3 Faculty Ad hoc Workshop

Visiting Scholar は、教授等が午後 12 時から午後 1 時 20 分の間に集まって担当の教授等が講演を行う Faculty Lunch (昼食付) に出席できる。7 月、8 月は月に 1 回程度であったが、9 月からはほぼ毎週火曜日に開催されている。

以上

³ ニューヨーク州司法試験の要件にカウントできるため、多数の LLM 生が受講を希望していたが、授業の内容や進行について不満が多く、相当数の LLM 生が Add/Drop 期間に Drop した。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 西 尾 信 員	所属庁・官職 宮崎地方・家庭裁判所 判事補	派遣先 米国 ペンシルバニア大学
提 出 書 面 平成26年11月16日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月13日～11月16日） 10月13日～11月16日 ペンシルバニア大学ロースクールの秋学期授業に参加（継続中）		
キーワード欄 ・ 秋学期授業 ・ 岩崎裁判官及び安永裁判官アテンド準備 ・ 秋学期授業料の支払手続		

平成26年11月16日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ペンシルバニア大学)

宮崎地方・家庭裁判所 判事補 西 尾 信 員

報告書簡(第3回)

平成26年10月13日～11月16日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 秋学期授業(10月13日～11月16日(継続中))

1 Torts ()

Governmental Entities(行政主体)の賠償責任, Emotional Harm(精神的損害)やEconomic Harm(経済的損害)についての賠償責任, Causation(因果関係)等を扱った。他のJD生とともに教授と昼食に行くこともできた。

2 Common Law Contracts for Civil Lawyers ()

Legal Remedies for Breach(契約違反に対する法的救済), Equitable Remedies for Breach(契約違反に対する衡平法上の救済)等を扱った。この授業は11月初旬に終了した。

3 Bankruptcy ()

Claims(債権), Secured Creditors(担保権者), Trustee(管財人)によるExecutory Contracts(未履行契約)の履行引受・拒絶権等を扱った。

4 E-Discovery ()

Collection, Forensics, Accessibility and Burden (収集, コンピュータ
一法科学, 入手可能性, 負担), Processing and Search (プロセッシングと
検索), Objections, Requests and Production (異議, 要求, 提出) 等を扱
った。

第2 岩崎裁判官及び安永裁判官アテンド準備

9月下旬頃, 最高裁から, 大阪地方裁判所の岩崎邦生裁判官及び鹿児島地方
裁判所の安永未央裁判官が, 裁判員裁判関連の調査のため, 12月6日(土)
から同月12日(金)までフィラデルフィアを訪問されるとの連絡を受けた。
そこで, 同月8日(月)から同月11日(木)に, 刑事事件を担当する裁判官,
検察官及び弁護士とのインタビューや, 陪審トライアル等の傍聴をすることが
できるよう手配を進めている。

第3 秋学期授業料の支払手続

秋学期の授業料が請求されなかったため, Penn Law の LLM 課程を担当する
Graduate Programs の [] であり, Visiting Scholar を担当する
International Programs の [] 氏¹に
連絡したところ, 授業料については関知しないため, Upenn の Student
Financial Services (SFS) に連絡するよう言われた。そこで, SFS の Financial
Aid Officer の [] に連絡したところ, 第三者である最高裁宛ての
授業料請求書を発行するためには最高裁作成の Letter of Authorization が必
要があると言われたため, 最高裁にその作成を依頼している。

以上

¹ International Programs の [] 氏は異動され, 正式な
後任者は平成27年1月に着任されるようである。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 西 尾 信 員	所属庁・官職 宮崎地方・家庭裁判所 判事補	派遣先 米国 ペンシルバニア大学
提 出 書 面 平成26年12月15日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月17日～12月7日） 11月17日～12月7日 ペンシルバニア大学ロースクールの秋学期授業に参加（終了）		
キーワード欄 ・ 秋学期授業 ・ 岩崎裁判官及び安永裁判官アテンド準備 ・ 秋学期授業料の支払手続		

平成26年12月15日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ペンシルバニア大学)

宮崎地方・家庭裁判所 判事補 西 尾 信 員

報告書簡 (第4回)

平成26年11月17日～12月7日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 秋学期授業 (11月17日～12月7日 (終了))

1 Torts ()

Strict Liability (厳格責任), Product Liability (製造物責任), Damages (損害論) 等を扱った。

2 Bankruptcy ()

Trustee Avoidance Powers and Related Issues (管財人の否認権と関連問題), Chapter13 - Individual Rehabilitation (第13章個人再生), Chapter 11 - Corporate Reorganization (第11章会社民事再生) 等を扱った。

3 E-Discovery ()

“Linear” Review and Technology Assisted Review (「線形の」再調査と技術を用いた再調査), Protective Orders, Privilege Logs, Waiver and Rule 502 (保護命令, 秘匿特権のリスト, 権利放棄と連邦民事訴訟規則 502 条) 等を扱った。

第2 岩崎裁判官及び安永裁判官アテンド準備

12月8日(月)にThe United States Attorney's Office Eastern District of Pennsylvania(ペンシルバニア州東部地区連邦検察庁)のAssistant United States Attorney(連邦検察官補)である[REDACTED]氏及びThe Court of Common Pleas of Philadelphia County(フィラデルフィア郡訴訟裁判所)のHomicide Division(殺人事件部)の[REDACTED]氏と面談し、同月9日(火)に上記裁判所で陪審トライアルを傍聴し、同月10日(水)にDefender Association of Philadelphia(フィラデルフィア刑事弁護人協会)のHomicide Special Defense Unit(殺人事件特別弁護班)の[REDACTED]氏と面談するとともに、上記裁判所で陪審トライアルを傍聴し、同月11日(木)に上記裁判所で陪審トライアルを傍聴する計画を立てた。

第3 秋学期授業料の支払手続

最高裁に11月18日付けでLetter of Authorizationを作成していただき、そのPDFデータをUpennのStudent Financial Services(SFS)のFinancial Aid Officerの[REDACTED]氏にメールで送付し、同月20日付け請求書(支払期限12月20日)の原本が同月2日に最高裁に到着し、同月12日に支払手続が完了した¹。なお、春学期授業料の請求書は1月に最高裁に送付されるようであるが、最高裁に支払手続を円滑に進めていただくため、[REDACTED]氏に請求書の原本と同時にデータも送付していただけるよう依頼した。 以上

¹ Statement of Account には、10月28日以降にLate Payment Penalty(遅延損害金)が発生している旨が記録されていたが、[REDACTED]氏に依頼してこれを削除してもらった。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 西 尾 信 員	所属庁・官職 宮崎地方・家庭裁判所 判事補	派遣先 米国 ペンシルバニア大学
提 出 書 面 平成27年1月25日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月8日～平成27年1月11日） 12月8日～12月11日 岩崎裁判官及び安永裁判官アテンド 12月16日 州第1審裁判所（刑事）の裁判傍聴 12月17日～1月11日 州第1審裁判所（民事）の裁判傍聴等		
キーワード欄 ・ 岩崎裁判官及び安永裁判官アテンド ・ 州第1審裁判所（刑事・民事）の裁判傍聴等 ・ XXXXXXXXXX		

平成27年1月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ペンシルバニア大学)

宮崎地方・家庭裁判所 判事補 西 尾 信 員

報告書簡 (第5回)

平成26年12月8日～平成27年1月11日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 岩崎裁判官及び安永裁判官アテンド(12月8日～12月11日)及び州第1審裁判所(刑事)の裁判傍聴(12月16日)

岩崎裁判官及び安永裁判官は、裁判員関連調査のため、ワシントン州シアトルに引き続いてフィラデルフィアを訪問された。主たる調査事項は、米国の裁判所が、Juryにとって分かりやすい審理を行うとともに、具体的な審理計画を立てる観点から、争点・証拠を整理・厳選することがあるのかであった。

(1) 12月8日(月)

午前中に、The United States Attorney's Office Eastern District of Pennsylvania (ペンシルバニア州東部地区連邦検察庁)のAssistant United States Attorney (連邦検察官補)である [REDACTED] 氏と面談した上、The United States District Court Eastern District of Pennsylvania (ペンシルバニア州東部地区連邦裁判所)で不法滞在事件のSentencing(量

刑手続)を傍聴した¹。午後からは、The Court of Common Pleas of Philadelphia County, Criminal Division (フィラデルフィア郡訴訟裁判所刑事部)の Homicide Division (殺人事件部)の [REDACTED]

[REDACTED]氏と面談した後、再び連邦検察官補の [REDACTED]氏と面談した。

(2) 12月9日(火)

12月8日から多くの Homicide Trial が行われる予定だったが、大部分の事件について Trial 直前に Plea Bargaining (答弁取引) が成立して Guilty Plea (有罪答弁) がされ Trial の予定がなくなったため、唯一残った Jury による Homicide Trial²を傍聴することにした。午前中に、本来は12月8日に終了する予定であったが日程が翌日にずれ込んだ Jury Selection³を傍聴し、午後からは、裁判官による Jury Orientation, 検察官及び弁護人による Opening Statement (冒頭陳述)⁴, 証拠調べが実施された。

(3) 12月10日(水)

午前中に、Defender Association of Philadelphia (フィラデルフィア刑事弁護人協会)を訪れ、Homicide Special Defense Unit (殺人事件特別弁護班)の [REDACTED]氏及びその同僚である [REDACTED]

[REDACTED]と面談した。午後からは、引き続き前記事件の証拠調べ

¹ 連邦裁判官が、連邦検察官に対し、厳しい口調・内容で問題点を指摘し、連邦検察官がそれに対して必死に対応しているのが印象的であった。

² 被告人が、①拳銃で被害者を殺害したが、②その18日後、自動車の運転中に警察官から職務質問を受けて殺人容疑で指名手配中であったことが発覚したため、警察官から拳銃を奪おうとしたが、もう1人の警察官に拳銃で撃たれて病院に搬送されたという事件であった。

³ 12月8日は、12人中11人の Juror (陪審員)しか選任できず、12月9日午前中に12人目の Juror と Alternate Juror (予備陪審員)2名が選任された。Jury Selection では、裁判官が、Prospective Juror (陪審員候補者)に対し、公開の法廷で高度のプライバシー(親族が犯罪加害者又は被害者になった事件の内容等)にわたる質問をしていたのが印象的だった。

⁴ 弁護人の Opening Statement は、検察官の主張のどの部分を争うのかを全く明らかにせず、検察官が合理的な疑いを超える程度に犯罪事実を立証しなければならないなどといった抽象的な主張に終始したため、何が争点かが全く分からなかった。

を傍聴した⁵。

(4) 12月11日(木)

午前中に、引き続き前記事件の証拠調べを傍聴し⁶、午後から、弁護人及び検察官の Closing Argument (最終弁論) を傍聴した⁷。

(5) 12月16日(火)

両裁判官はすでに日本に帰国されたが、前記事件を最後まで傍聴することにした。午前中に、裁判官が Jury Instruction (陪審員に対する説示)⁸を行い、午後から Jury による Deliberation (評議) が行われたが、すぐに Guilty Verdict (有罪評決) に達し、Sentencing (量刑手続) を経て有罪判決が下された。

今回のアテンドを通じて、①裁判所による Prospective Juror (陪審員候補者) の呼出は Trial のわずか約1週間前に行われること、②弁護人が検察官の立証しようとする事実の一部のみを認めることは少なく、検察官は全ての構成要件事実を多数の証人により立証するのが通常で、裁判官も争点・証拠の整理を働きかけることはあっても、当事者間に異議のない証拠を不必要

5

ただ、日本であれば、憲法上の要請である裁判の公開の原則の例外を上記のような理由でのみで認めることはないと思われた。

⁶ 被告人は、自ら証言することを避けたが、裁判官は、被告人が自己負罪拒否特権を憲法によって保障されていること等を説明した上、それが真意に基づくものであるかを丁寧に確認していた。

7

検察官の Closing Argument は、資料等を見ていないにもかかわらず、とても流暢で迫力があり、米国の法曹の弁論能力の高さを実感した。

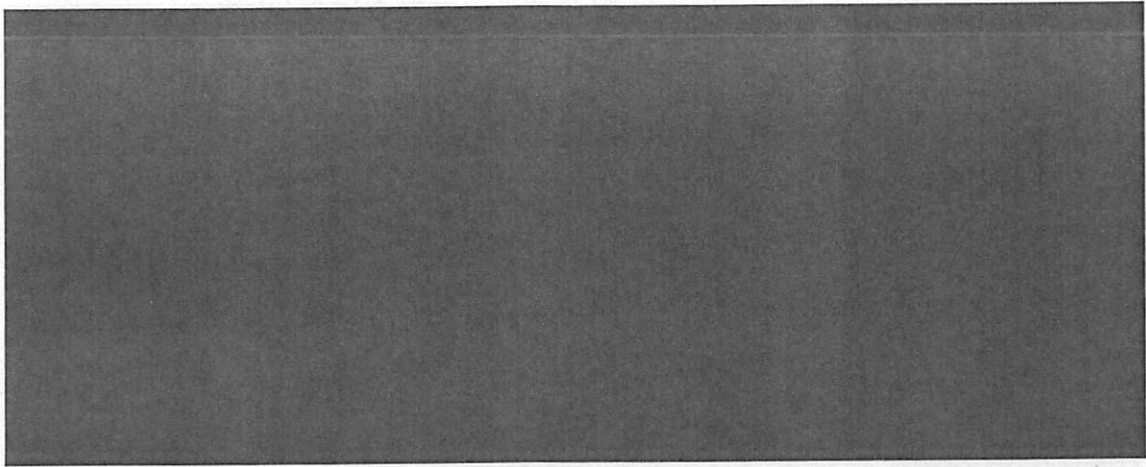
⁸ 裁判官は、刑事裁判の一般原則に加え、陪審員の権利及び義務、構成要件及び法的概念の説明などを、1時間半程度かけて丁寧に説明していた。

として却下したりすることも通常はないこと⁹、③審理計画・日程も大まかにしか決めておらず、日程が遅延するのは日常茶飯事であること等が明らかになった。米国では、歴史的背景や人種問題等に起因して、裁判官を含む国家機関に対する不信感が根底にあり、被告人の防御を十分に尽くさせるためには、Trialに時間がかかったり、それによってJuryや証人の負担が大きくなったりしてもやむを得ないと考えられているようである。

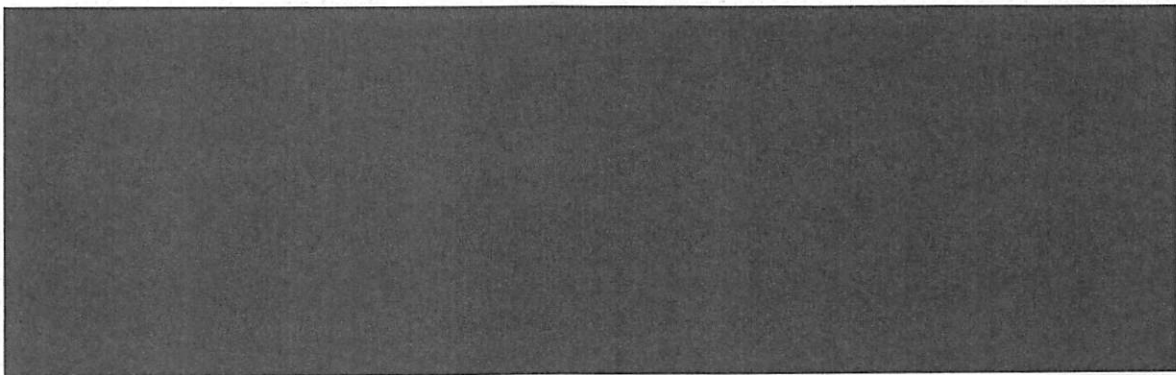
第2 州第1審裁判所（民事）の裁判傍聴等（12月17日～1月11日）

上記期間には、The Court of Common Pleas of Philadelphia County, Civil Division（フィラデルフィア郡訴訟裁判所民事部）のJury Trialを傍聴するとともに、秋学期の授業の復習等を行った。米国における半年間の滞在で、英語の語彙力や、リーディングのスピードは向上したし、普段から可能な限りCNNのニュースやドキュメンタリーを見たり、週1回程度のペースでマンツーマンの英会話レッスンを受けたりしたこと等もあり、リスニング・スピーキング能力も一定程度向上したと思われる。

第3



⁹ 裁判官からすれば、当事者間に異議のない証拠を不必要として却下したりすると、上訴審による判決破棄の理由になるおそれがあるから、そのような対応はしないようである。



以上